

令和7年12月

お客様各位

新潟県信用組合

## 「口座開設手数料」改定・新設のお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、令和8年1月5日（月）より、下記「口座開設手数料」を改定・新設いたします。

今後も更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 実施日

令和8年1月5日（月）

### 2. 対象口座と手数料

対象口座	手数料金額（税込）
破産管財人名義の口座開設	【現行】 1,100円
相続財産清算人、相続財産管理人名義の口座開設	【改定後】 16,500円
不在者財産管理人、遺言執行者、遺言整理受任者名義の口座開設	
上記以外で財産の一時管理を目的とする口座開設	【新設】 16,500円
教育資金一括贈与専用口座開設	



新潟県信用組合